

議案第 117 号

伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年伊賀市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち伊賀市市税条例第 81 条の次に 7 条を加える改正規定中第 81 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の非課税の範囲）

第 81 条の 2 日本赤十字社が取得する三輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものに対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げる軽自動車に類する軽自動車で市長の認めるもの

2 軽自動車等のうち、次に掲げるものに対しては、種別割を課さない。

- (1) 日本赤十字社が所有する救急用のもの
- (2) 商品であって使用しないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。